

【日本学生支援機構給付奨学金】 2025年度適格認定（学業）における特例措置について

日本学生支援機構給付奨学生は毎年度末に学業審査が行われ、日本学生支援機構の定める学業基準を満たさない者は**2026年4月以降の奨学金支給及び授業料減免の支援が停止もしくは廃止（支援の修了）となります。**

ただし、学業不振の理由が「災害、傷病その他の斟酌すべきやむを得ない事由」に該当すると大学が判断した場合は、特例として学業基準を満たす者として取り扱いますので、申請を希望する方は必ず期間内にお申し出ください。※

※申請者全員が必ず特例措置の対象になるとは限りません。

■特例措置の対象者

日本学生支援機構給付奨学生（休学・留学・家計基準等による停止中の者を含む）のうち、「2025年度学業成績が「警告」「停止」「廃止」のいずれかの基準に該当する者」または「卒業延期の決定により廃止となる見込の者で、学業不振の理由が以下のいずれかに該当する者」。

- 災害や事故・事件被害による傷病（心身問わず）
- 本人の傷病・家族の看護・介護
- 災害・事故・事件・傷病による試験等への出席困難
- 親の傷病等による困窮にかかるアルバイト過多
※学費や生活費のためのアルバイト過多を除く
- その他やむを得ない事由



■申請方法

以下の申請書類①②を経済支援担当窓口までご持参ください。なお、申請期間経過後の申し出は一切受付いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- 申請期間：**2026年2月16日（月）～3月9日（月）17：00**
- 担当窓口：黒髪北 全学教育棟1階 経済支援6番窓口（平日9：00～17：00）
- 申請書類：①申告書（A4サイズ・自由形式）
※学生番号・氏名・事由詳細を必ず記載してください。
②事由を客観的に証明できるもの（罹災証明書や診断書、入院証明書等）

■注意！

- ・給付奨学生と貸与奨学生の両方の身分がある方の場合、特例措置が適用されるのは給付奨学金のみです。

問い合わせ先
熊本大学 学生生活課 経済支援担当
TEL：096-342-2129、2126
MAIL：gag-syogaku@jimui.kumamoto-u.ac.jp